

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応について

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

(1) 一般健康診断の実施に係る対応について

以下の健康診断については、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和2年6月末までの間、実施時期を延期して差し支えありません。

労働安全衛生規則の

- 第43条の規定に基づく雇入時の健康診断
- 第44条の規定に基づく定期健康診断
- 第45条の規定に基づく特定業務従事者の健康診断
- 第45条の2の規定に基づく海外派遣労働者の健康診断
- 第47条の規定に基づく給食従業員の健康診断

(2) 特殊健康診断の実施に係る対応について

以下の健康診断については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要ですが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があります。

ただし、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、令和2年6月末までの間、健康診断の実施時期を延期して差し支えありません。

- 有機溶剤中毒予防規則第29条の規定に基づく健康診断
- 鉛中毒予防規則第53条の規定に基づく健康診断
- 四アルキル鉛中毒予防規則第22条の規定に基づく健康診断
- 特定化学物質障害予防規則第39条及び第41条の2の規定に基づく健康診断
- 高気圧作業安全衛生規則第38条の規定に基づく健康診断
- 電離放射線障害防止規則第56条及び第56条の2の規定に基づく健康診断
- 石綿障害予防規則第40条の規定に基づく健康診断
- 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第20条の規定に基づく健康診断
- 労働安全衛生規則第48条の規定に基づく歯科医師による健康診断
- じん肺法第7条から第9条の2までの規定に基づくじん肺健康診断

2 安全衛生委員会等の開催に係る対応について

法第 17 条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和 2 年 6 月末までの間、テレビ電話による会議方式とすることや延期するなど、弾力的な運用を図ることとして差し支えありません。

詳細は、厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルスに関する Q&A(企業の方向け)」をご参照ください。